

韓国の多文化政策と在韓華僑

Korean Multicultural Policy and Overseas Chinese in Korea

川本綾 (大阪市立大学大学院)

KAWAMOTO Aya (Graduate School of Literature and Human Sciences, Osaka City University)

キーワード：韓国、多文化政策、在韓華僑

1. 問題意識と背景

韓国では、近年国際移動の活性化に伴って入国してくる外国人の定住化と社会への統合という側面で日本同様の課題を抱えている。2008年に一定期間韓国内に居住している永住権保持者に地方参政権が付与され、2010年には国籍法の改正により限定的二重国籍が容認される等、移民の社会統合政策が進行している。一方、韓国における移民の嚆矢ともいえる在韓華僑は、現在約2万人と韓国の在留外国人の内わずか2%弱を占めるにすぎない。しかし、様々な差別的処遇の中、持てる限りの社会資源を駆使して生活を構築してきた華僑の定住過程は、今なお韓国に押し寄せる移民の将来的な社会統合を考える上で重要な示唆点を有する。韓国の多文化政策に関しては宋(2010)、宣(2010)等の研究が挙げられるが、そのほとんどが対象を新来定住者に据えている。また、在韓華僑の研究に関しては王(2008)が、その中でも仁川の在韓華僑については李(2008)、朴他(2003)等によるものが挙げられるが、華僑のアイデンティティや歴史、経済活動に関するものが多く、華僑と現代の多文化政策を総合的に捉え、生活構造にまで踏み込んだ研究はほとんど見られない。本研究の目的は、現代韓国の多文化政策における在韓華僑の位置を明らかにし、在韓華僑の視点から現代韓国の多文化政策を分析することである。研究にあたり、今回は、韓国でも有数の華僑集住地である仁川市に居住する華僑と仁川チャイナタウンを中心に調査を行った。

2. 研究方法

2011年11月から2012年3月にかけて3度訪韓し、ソウル市及び仁川市の在韓華僑団体、在韓華僑、仁川チャイナタウン管轄行政区担当官に聞き取り調査を行った。生活史の聞き取りを行ったのは、仁川チャイナタウン商人会会長(男性、2世53才、中華料理店経営)を始め、仁川チャイナタウンで商売を営む女性3名(2世60才、2世50才、1世50才)男性2名(3世45才、2世51才)、チャイナタウン内在住男性1名(1世90才)、ソウル市内在韓華僑団体職員1名(2世、70代)の8名である。

3. 在韓華僑の定住過程

19世紀末、朝鮮の内乱に際し清国より派遣された軍隊および商人数十名が在韓華僑の起源と言われている。1920年代より定住が進み、1940年代前半には8万人を越えていたという。(王、2008)第二次世界大戦後、朝鮮戦争、独裁政権時代、そして1990年代に至るまで、華僑は制度的かつ社会的な差別の中で生活を営んできた。特に1950年に勃発した朝鮮戦争以降、反共政策の中で華僑は「中国人」であるというそれだけで韓国社会の厳しい視線にさらされた。1961年の外国人土地所有禁止法では土地の所有が禁止され、その後の改正を経て華僑は商業活動に大幅な制限が加えられた。話を聞いた華僑の中にも、登記のために名義を借りた韓国人に騙され、土地を全て奪われたケースがいくつかあった。1970年代には独裁政権による再開発事業の影響を受け、ソウルを始めとして各地に自然発生的に形成されていたチャイナタウンがごとく解体される。その後2002年には永住権制度が整備されたものの、年金を始めとする社会福祉制度には依然としてアクセスする権利を与えられていない。永住権獲得後の変化として、ビザの更新が必要なくなったことと、地方参政権への参加が挙げられる。ところが後者に関し、少なくとも仁川周辺には華僑政策を掲げる地方議員がおらず、参

政権を得ても有効に活用できないとの声もあった。近年の多文化政策については、韓国人と共に生きてきた華僑の経験や歴史を理解しようともしてこなかった韓国社会が、同じように新来定住者が持つ背景を理解せず、「多文化」というカテゴリーに追い込み同化政策を強要していることに疑念を抱く声があった。

4. 仁川チャイナタウンの形成

仁川には19世紀より日本、清国を始めとする列強各国の租界地が造成された。現在のチャイナタウンも清国の租界地だった場所が中心となっている。仁川のチャイナタウンはもとより自然発生的に形成されていたが、2007年に政府より仁川市中区一体が地域特化発展特区として指定され、政府及び地方自治体の財政が投与されるようになった。韓国系中華料理の代表であるジャージャー麺を資源とした博物館や中国風の看板の設置、文化施設の竣工、祭りの開催等、様々な基盤整備及び観光客誘致策が施行されている。これらは全て行政のトップダウン方式によって運営され、企画運営委委員として在韓華僑団体が名を連ねてはいるものの、実質的な発言力を持っているとは言い難い。チャイナタウン管轄行政区の担当官への聞き取りによると、チャイナタウン自体は仁川の多文化政策の一環として運営されてはいるが、既に韓国社会に適応している華僑は「多文化」の対象としては認知されていない。チャイナタウンはあくまでも、華僑のためではなく、仁川市の地域発展と観光誘致を目的として運営されているという。

5. 結果と考察

韓国の場合、永住権制度の確立は華僑の存在を多分に意識したものであり、旧来定住者としての華僑の存在が、定住外国人に対する多文化政策に影響を及ぼしたといえる。しかし、この永住資格は、韓国に居住するためのひとつの「資格」にすぎず、韓国国民と同様の権利を有することはできなかった。(王、2008) それ以外の多文化政策は、国際結婚女性移住者とその子どもが主な対象となっているため、旧来定住者は「多文化」適用の範囲に入っていない。華僑の営みに全面的に依拠したチャイナタウン構想の中でさえ華僑が重要な主体として認知されておらず、社会的に不利な状況にあるのは現在も変わっていない。その理由の一つとして、華僑に対する徹底的な排除政策の中で華僑と韓国社会間が断絶していた時期が長く、華僑社会に対する韓国社会の理解が十分に育成されてこなかった点が考えられる。ただ、移民統合政策と内実との葛藤という側面で在韓華僑の存在は象徴的ではあるものの、韓国の学校への進学や韓国人との結婚などを通し、華僑の韓国社会への統合が若年層を中心に進みつつあるようである。今後はさらに調査を進め、世代間の比較等についても研究を進めていきたい。

<参考文献>

- 李玉蓮、2008、『仁川華僑社会の形成と展開』、仁川文化財団（韓国語）
- 王恩美、2008、『東アジア現代史のなかの韓国華僑—冷戦体制と「祖国」意識』、三元社
- 宋囂營、2010、「韓国における国際結婚女性移住者に対する多文化政策の運営実態」、『政策科学』17巻2号、97-111頁
- 宣元錫、2010年、「韓国の「外国人力」受入政策」、『総合政策研究』第18号、157-169頁
- パク・ヒョノク、パク・ジョンドン、2003、「韓国華僑（仁川華僑）の経済活動及び社会的地位に関する研究」、I D I 研究報告書 2003-11、仁川発展研究院（韓国語）